

青森県報

第四千七百七十八号

平成二十八年
七月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………

(同) …… 一

障害福祉サービス事業者の指定……………

(障 害 福 祉 課) …… 一

基本測量の実施……………

(監 理 課) …… 二

公 告

建設業者の許可の取消し……………

(中 南 地 域 民 局) …… 二

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………

(東 青 地 域 民 局) …… 二

告 示

青森県告示第五百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者		指 定 年 月 日
		居宅サービスの種類	事業を行う所	
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館大字川部字上二西田一三〇の一	訪問看護	訪問看護ステーションの実	平成二八年七月二十七日
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館大字川部字上二西田一三〇の一	訪問看護	訪問看護ステーションの実	平成二八年七月二十七日

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者		指 定 年 月 日
		介護予防サービスの種類	事業を行う事業所	
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館大字川部字上二西田一三〇の一	訪問看護	訪問看護ステーションの実	平成二八年七月二十七日
津軽三育介護サービス株式会社	南津軽郡田舎館大字川部字上二西田一三〇の一	訪問看護	訪問看護ステーションの実	平成二八年七月二十七日

青森県告示第五百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定期日
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	居宅介護	アースサポート八戸市江陽五丁目四の二一	平成二六・七一
	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本四町一丁目四の一	重度訪問介護	アースサポート八戸市江陽五丁目四の二一	"

青森県告示第五百七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業期間
平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで
- 三 作業地域
青森市

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みちのくボーリング
- 二 代表者の氏名 高橋 晃
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字袋字富山六〇の四九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第七九一三号
- 五 取消年月日 平成二十八年七月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を平成二十八年七月十一日認可したので、同法同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年七月二十七日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭